

○議長（森 弘秋君） 1 番 古川元規君。

○1 番（古川元規君） 1 番古川元規です。私からは、通告どおり 2 点について質問をさせていただきます。

まず、舟橋村の今後の人口ビジョンについて質問をさせていただきます。

2021年から2025年までを想定の範囲としました舟橋村の第2期総合戦略の中では、2030年までは5年間で20世帯（40人）の転入数を目標と掲げておられます。

一方、東芦原において、先ほど竹島議員の質問にもございましたが、26区画の新しい団地の開発が決定されました。先ほど資料を再確認したところ、全部で28区画、そのうち1区画がため池になっていて、もう一つが公園ということで、住居としては26区画になっていたかなというふうに思います。

まだこの団地のほかに、幾つか新しい住宅の建設も予定されていることを聞いております。既に令和4年、この現在において、令和7年度までの目標数を超える転入数が予定されるのではないかというふうに思います。

第2期総合戦略及び第2期の人口ビジョンにおきまして、第1期総合戦略の検証において、第1期総合戦略の目標値であった5年で40世帯の4倍を超える実績として、5年で172世帯を達成したと誇らしげに記載をされております。

しかし、過ぎたるは及ばざるがごとしでありまして、急激な人口増加によって待機児童の問題をはじめとして、公共インフラや公共サービスなどの整備が追いつかないという現状が、現実生まれております。

まず、目標値を超えたからよしとするこれまでの考え方について、どのように思われるのか。また、それを踏まえまして、宅地の増が続いているこの現状について、どのように考えておられるのか。またさらに、今後どのように対応を取っていくおつもりなのか、村長の考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

続きまして、2点目、これもちょっと関連しているんですけども、農地転用に伴う宅地や施設の開発についてであります。

先ほども挙げました東芦原での団地の開発も含めまして、優良な農地が転用されて宅地や施設が開発される。そのような事例が最近少なくありません。

第5次総合計画の中でも基本目標で優良農地の保全がうたわれているにもかかわらず、作付が困難であったりして事実上の休耕田となっているような農地はそのままの状態

で、優良農地が開発されているというのは、総合計画に反しているのではないかなというふうに思われます。

また、先ほど前原議員の質問にもありました、スポーツ施設を拡張して防災拠点にするというような予定も聞いております。この予定自体に反対するわけではないんですけれども、事実として貴重な農地が失われていくことについて、農業者のほうから不安の声も上がっております。

地権者との話だけではなく、耕作者も巻き込んだ上で、関係者全ての利益につながるよう開発を進めていかなければ、同じく総合計画で掲げられている担い手の育成ということについても反する形になっているのではないかなというふうに考えます。

先ほどは、そのような転用を許可しているのは村ではなくて農業委員会だという、そういうようなお話もありましたけれども、農地といたしましても、やはり開発者と地権者との間で合意された内容について、耕作者がそこに反対するというのはなかなか難しいことですし、さらには、耕作者が同意した、判こを持った書類、そういう提出されたものを農業委員会で、それはできないとストップをかけるというのも、なかなか現実的には難しいと。こういう、農業委員会そのものが、残念ながら形骸化されてしまっているという現状があります。

村としては、村のためになるとの思いからもちろん開発を認めているという部分かとは思いますが、やはり優良農地の保全や担い手の育成を掲げる村としましては、関係者全ての利益を損なわないように配慮するというのも村の責任ではないかなというふうに考えます。

農地転用の現状と、また今後の進め方について、村長のお考え、方針等をお聞きできればというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 1番古川議員さんの人口ビジョンに関するご質問にお答えをいたします。

舟橋村の人口政策は、1980年代前半に出生者の減少が続き、一桁台になったことで、学校経営に支障が出たり、村勢に影響を及ぼす可能性が出てまいりました。

そこで、開発等が行えない市街化調整区域からの除外運動が始まり、当時の村長が8年をかけて陳情され、富山高岡広域都市計画区域の市街化調整区域から立山舟橋都市計

画区域に編入となり、実質の除外となりました。そこから、平成元年には村主導による宅地造成が始まり、売れ行きが好調だったことから、民間による宅地開発が現在まで続く結果となっております。

舟橋村は富山市からも近く、通勤や通学に便利であることや、舟橋会館や図書館、デイサービスや特別養護老人ホームといった施設や上下水道、道路、学校、保育所等の社会インフラ整備も進んだことから、20年間で人口が倍増する結果となっております。

現在の舟橋村は、「子育ての村・舟橋」を全国に発信し、村の人口構造を維持するため移住・定住の促進を図り、出生率向上も目標にし、人口増・子育て施策を重点的に行ってまいりました。

議員ご指摘のとおり、その結果は第1期総合戦略の成果として明記されておまして、5年間における子育て世帯の転入は、目標40世帯に対しまして172世帯と、目標は達成しております。しかし、あまりにも多くの世帯が同時に来ていただいたため、保育関係の施設を2園体制にしても容量が足りず、大変ご迷惑をおかけしたところでございます。

しかし、今後も緩やかな人口増は、村として必要なことと認識しております。令和3年から7年にかけての総合戦略で明記しており、子育て世帯の転入は5年間で20世帯、出生者数は5年間で150人の目標に向けて村づくりを進めてまいります。

これからも住民満足度を上げるために、令和3年に作成しました総合計画でうたっている、10年後に目指すべき理想の姿である「新たな魅力をつくり 小さな村に笑顔かがやく ふなはし」が早く実現できるよう全力で取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、目標値を超えるということはどうかということでもございましたので、目標値を超えることはよいことではございますが、あまりにも大幅な増は多方面に影響を及ぼすことで、よくないというふうに考えております。

続きまして、農地転用を伴う宅地や施設の開発についてのご質問にお答えをいたします。

農地を転用して宅地や施設等の開発を行う際には、農地法による都道府県知事の許可が必要になります。農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取

得は認めないこととしております。

農地の区分では、集団農地や土地改良事業対象農地等の第1種農地は原則不許可であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地、市街地として発展する可能性のある区域内の農地は第2種農地に分類され、原則不許可ですが、原則許可される市街地にある区域内の第3種農地で立地が困難な場合には、第2種農地でも許可される場合がございます。

農地転用をする場合は、まず対象となる農地が第何種農地であるかを確認し、土地改良区の意見書や隣接耕作者、自治会長等の同意書等の必要書類を添付し、村の農業委員会を經由し、県に申請する流れになります。農地転用の許可は、第3種農地であれば、農業上の利用に支障がなければ原則許可されるものであり、村長が許可に関わることはございません。

東芦原地区の宅地造成の件は、第3種農地に該当するものでした。ただ、開発業者との協議の中で、村の現状を理解していただいて、当初の計画から縮小して26区画となった経緯がございます。

村が発展するためには、都市的整備がなされた区域内にある第3種農地を転用して開発することが基本であり、村の優良農地が減少することは避けて通れない問題があります。また、最近の米価の下落や担い手の高齢化などにより、農地を手放したいと考える農家も増えていることも事実であります。

昨年度に担い手農家の方9名及び東和宮農組合に面談を行いました。また、7つの地区で地区ごとにアンケートを取り、それぞれ5年後や10年後の農業についてお聞きしました。その結果を基に、村としては、未整備田が残る村内の2地区ではほ場整備に向けた協議を継続していくほか、若手農家や営農組合が今後も継続して農業に取り組めるように農地の集積化をサポートしていきたいと考えております。

令和5年から始まる人・農地プラン作成についても、役場当局として積極的に関与させていただき、農業者が安心して農業を継続できる環境づくりと村の発展につながる農地転用とのバランスが保てるよう、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えておりますので、議員のご理解とご協力のほどをよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（森 弘秋君） 古川元規君。

○1番（古川元規君） 今ほどはご答弁ありがとうございます。

まず、人口ビジョンについてなんですけれども、増え過ぎるのはよくないというお話はいただきました。ただ、よくないなら、じゃどうするのかというところをお聞きしたいわけでありまして、今後も急激な増加にならない程度の緩やかな増加のために全力で取り組むというお話でありましたが、このままいくと、あんまり今までと変わらない急激な増加のペースなのかなと思われるので、だから、そうならないように、じゃ今後どのように取り組んでいくのかというお話を聞きたいというところでもあります。

5年で20世帯というのは、既にそのペースを超えているように思われるので、その点について、再度お聞きしたいというふうに思います。

2点目、農地転用に伴う宅地開発の件についてなんですけれども、いろんな思惑があって、いろんな取組もある。それはもちろん分かるんですけども、では実際この耕作者への配慮というところをどのようにお考えなのか。ここを再度明確にお示しただければなというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 古川議員さんの再質問にお答えをいたします。

どうするのかというご質問でございます。

当然、開発ということになりますと、十二分に開発業者さんのお話を伺いながら対応していくということになりますので、その点で考えて、十二分な対応を考えていきたいというふうに思っております。

あと、耕作者への配慮ということでございます。

当然、耕作されている方には、やはり営農ということでございますので、大変ご迷惑のかかるお話にもなるわけでございますが、転用ということになりますと、どうしても耕作者の方がつくれなくなるというところもありますので、そこら辺りは十二分にお話を合意をさせていただければというふうに思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（森 弘秋君） 古川元規君。

○1番（古川元規君） では、今これ以上聞いても恐らく具体的なところが出てこないのかなと思いますので、最後、意見とさせていただきますけれども、総合戦略というのはやはりこの村の持続的な発展のためにはあるはずですので、この戦略を掲げられたのであ

れば、その目標を超え過ぎない程度に、足りないのはもちろんよくないんですけども、そこに軟着陸するように目指してほしいですし、そのような政策を掲げて実行していったほしいというふうに思います。

先ほど、例えば空き家の活用をしていくべきだけれども、なかなかできないみたいなお話もありました。空き家バンクがゼロだから、空き家活用ができない。

そういう受け身の姿勢ではなくて、じゃどうしたら空き家を活用できるように、そのように空き家バンクの登録をしていただけるのかとか、そのような働きかけ、そのような方法を考えて、どんどん提案していただきたいということでございます。

開発業者の話聞きながらということもありましたが、聞くだけではなくて、こちらから、その辺の農地は3反田ばかりで、あんまり潰してほしくないんだと。こういうところもあるよとか、そういうような話。もちろんされている部分もあると思うんですけども、具体的にそのように方針などを、今後、どおりではなくて、少しでも変えてっていただきたいというふうに思います。

続きまして2点目につきまして、農業政策全体で言えることなのかもしれないので、これはまた次の機会にとは思うんですけども、やはりこれまで、例えば降雪で倒壊した農業ハウスの再建補助など災害対策などがありましたけれども、今やっている農業政策というのは、担い手育成という面で言えば、あまり十分ではないのかなというふうに思っています。

いろいろよく例に出される、昨年やって、今年も予定されている朝市とかがありますけれども、農業者にとって、じゃあれで所得が増えるかといったら、正直、むしろ負担のほうが大きいぐらいで、農業者支援というよりも、あれは消費者、住民向けのイメージアップのイベントかなと思います。

ただ、ちょっと話が飛んであれなんですけど、農家の方からは、昔は高額な農業機械を購入するのに補助があって、それが助かったとか、その復活を望む声というのによく聞きます。

ただ、これからの時代は、やっぱり今までみたいな使い方は難しいと思うんですけども、現状のところ、農業を基幹産業にというような思い、その村長が掲げられた思いがなかなかこの政策に反映されているように見えないというところがございます。

集積を進めていくんだというところも、もっともっと、具体的な政策が見えないというところがありますので、その辺をぜひ今後示していただければというふうに思います。

優良農地と担い手を守り育て、そして産業として成り立つようにバックアップできるような政策をぜひお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（森 弘秋君） 村長 古越邦男君。

○村長（古越邦男君） 今、古川議員がおっしゃいました農業施策につきましては、バックアップをなるべくできるように取り組んでまいります。

また、農業者の方々との話し合いをもっとやりながら、どのような形が望ましいのかということも十二分に含めて農業政策に取り組んでまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。